

企業の影響力と倫理的課題

トーマス・ドナルドソン
イワオ・タカ

- 目次
- 一、企業の経済的・社会的影響力
 - 二、企業の政治的影響力
 - 三、企業における責任の空洞化
 - 四、国家的存在としての企業

現代企業を「個人的な小規模經營」と「官僚的な大規模經營」に分け、そのどちらが社会的に大きな影響力をもつてゐるかと尋ねれば、誰もが大規模經營と答へよう。たとえば、二〇世紀末におけるアメリカの企業総数はおよそ九〇〇万、日本は二五〇万と言われてゐるが、そのうちの上位一〇〇社の資産規模は、いずれの国においても全産業資産の二〇パーセントから三〇パーセントを占めていた。⁽¹⁾言葉を換えれば、いずれの国においても、ほんの一握りの企業が、国民経済の大きな部分を占めていたわけである——正確に言えば、アメリカでは、〇・〇一パーセントの企業が三〇パーセントの資産を、日本では、〇・〇〇四パーセントの企業が二〇パーセントの資産をそれぞれ占めていた。⁽²⁾

資産規模のみならず、大規模經營組織は、それが雇用する従業員数でも圧倒的な数を誇つてゐる。たとえば、

二〇世紀の中盤まで、GMやAT&Tは一〇〇万人を越える従業員を抱えていた。その後、組織改革などにより、その数は数十万規模にまで減少したが、それでも膨大な数の従業員を抱えていることに変わりはない。⁽³⁾ アメリカ企業と比べ、日本の大企業が抱える従業員数は若干小さくなるが、それが国民経済全体に与える影響は、依然、大きいと言わざるを得ない。かつて、八幡製鉄や日産自動車が大幅の人員整理を行なった際、それは地域の経済に壊滅的な打撃を与えるほどの影響力をもつっていた。こうした事実は、大規模経営組織がもつてゐる影響力の大きさをはつきりと示しているのである。

一、企業の経済的・社会的影響力

さて、国民経済の中で大きな位置を占める大企業が事業を開拓すると、ほとんど必然的に強力な権力を獲得することになる。言うまでもなく、企業は、法や定款が定める権利から派生する権限の範囲内で行動するわけであるが—企業は定款あるいはその管轄区内の制定法が認める以上の権限を手にすることはない—、現実の企業は法的に規定された権限以上のものを獲得し、意図しようとしないと、それを経済的・社会的・政治的な場面で行使することになる。

非対称的な依存関係

企業の抱える資産が増大し、雇用する労働者の数が増えれば、それだけで企業の影響力は大きくなる。仮に寡占的な市場で指導的な役割を果たしている企業が、突然、既存事業を縮小するとしよう。これにより、同企業の扱つ財・サービスの価格が高騰し失業者が増え、場合によっては、市場の購買力を低下させることで景気そのもの

のを失速させてしまうかもしれない。こうした経済的影響はよく知られているが、大企業はこの他にも様々な問題を引き起こす可能性をもつていてる。

今、地域に根づいた企業が事業を大幅に縮小するとしている。こうした企業行動は、地域社会における労働機会の減少、法人税の激減、地域商店街の閉鎖、人口流出による学校経営の破綻など事業に直接関係のない社会的な問題まで引き起こすことになる。この種の影響は、一般に企業と社会の「非対称的な依存関係」からでてくると言われる。

ある地域社会が大企業を誘致しようとする場合、行政当局は、誘致企業の利便を考え、優遇税制はもちろんのこと、土地・道路・電気・ガス・水道・労働力・情報通信網などのインフラストラクチャーを整備していく。企業がこれらの条件を評価すれば、当地への進出が決定される。ひとたび、企業が進出しそこの操業を開始すると、地域の労働力・資本・情報がその企業を中心に再編されていく。地域社会と企業の相互依存関係は、こうしてできあがっていく。だがしかし、完成した依存関係は決して対等なものではない。地域社会は地理的に限定されるが、企業は基本的に地理的限定を受けないからである。企業が賃金水準、流通事情、気候などの様々な要因を考慮し、その立地を比較的自由に変更するのに対し、地域社会はそうした自由をほとんどもちあわせていないからである。否、もっていなかろか、企業の自由な決定により大きな打撃を受ける不利な立場にたたされるからである。これを力関係から見れば、その「非対称的な依存関係」のゆえに、企業は地域社会に対しても絶大な経済的・社会的影響力をもつてゐるということになる。その典型は、座間市からの撤退を決定した日産自動車の例に見ることができよう。

座間市と日産自動車

一九九三年、日産自動車は、神奈川県座間にあつた同社工場の閉鎖を決定した。座間工場の閉鎖は、バブル崩壊後の不況下にあり、日産がやむなく選択した同社再建策の一環であった。当時、過剰な生産能力を抱えていた日産は、工場閉鎖などにより九五年までに、従業員総数を五六〇〇〇人から四八〇〇〇人にまで減らし、二〇〇〇種以上と言われた車種を三五パーセント縮小、さらに部品数も四〇パーセント削減するという計画を発表した。この計画の実施は、まず約四〇〇〇人の労働者を抱えていた座間工場から始まった。

計画そのものは、日産という私企業の再建に欠かせないものであったかもしれない。しかし、撤退される側の座間市は、これをどのように受けとめたであろうか。

一九六〇年代、座間には、ほんの僅かの工場しか稼働していなかつた。これに、日産が進出を決定したため、次々と工場が建設された。その数は増加しつづけ、九〇年代初頭には、日産関連の工場だけでも二七〇社を数えるまでとなつた。この時、座間市の全産業生産高に占める日産関連事業の割合は、七〇パーセント、日産が収めていた法人税も、同市税収の二〇パーセントを占めていた。⁽³⁾

これらの数字から言えることは、座間市が、一〇年間、日産を受け入れ支える町として機能してきたこと、そして日産と運命をともにする地域共同体にまで発展していたという事実である。こうした依存関係にもかかわらず、日産は自社の生き残りをかけて座間工場閉鎖の決定を下した。この決定による影響は、日産で働く労働者はもちろんのこと、日産の下請業者、下請業者の労働者、労働者の家族、労働者家族に消費財や教育・福祉などのサービスを提供してきた地域の商店街・教育機関・行政機関など、座間市のありとあらゆるところに及んだ。

二、企業の政治的影響力

企業が手にする影響力は、経済的・社会的なものにとどまらない。大企業あるいはその幹部は、容易に政府の政策担当者や官僚、有力国會議員などに近づくことができる。たしかに中小企業の経営者が上京し、予約なしに同郷の政治家を訪ねる時、その政治家は都合さえつけば昼食などをともにしよう。しかし、ワコールや京セラのような会社の経営者が関西出身の政治家を訪ねる場合、政治家たちは可能な限り自分の予定を変更し、彼らに面会しようとする。それは、そうした企業の経営者が有権者たちによく知られているからであり、またたとえ顔が知られていくとも、その社名が通っているからである。さらに彼らは選挙運動を支援してくれる中心的人物にもなりうるからである。このような理由から、大企業は政治的な影響力をも手にすることになる。

企業の政治献金

では、企業の政治的影響力の源泉はいつたい何にあるのであるだろうか。それは、企業が政治家に提供できる資金的な援助にあると言つてもよがろう。しかしながら、企業の政治献金は、アメリカでは、一九〇七年のティルマン法 (Tilman Act) により、まだそれが基本となつてできあがつた一九七一年の連邦選挙運動法 (The Federal Election Campaign Act) により禁止されている—その後、同法は部分的な改正をへて今日に至つてゐる。具体的には、銀行・会社・労組が正副大統領・上下両院議員などの選挙において献金すること、それを約束すること、あるいは立候補者がその事情を知りながら資金的援助を受けることなどすべてを禁止している。⁽⁶⁾

この点からすれば、たとえ大企業であろうと、政治的な影響力は少ないと言わざるをえない。ところが、アメ

リカでは、例外規定として、企業が分離独立の基金である「政治運動委員会」(PAC)を設け、これに献金勧誘経費や運営経費を支出することは認められている。」のため、企業あるいは経営者は、特定の立候補者を支援する目的で企業内に政治運動委員会を設け、彼自身の個人的献金はもちろんのこと、従業員の協力を仰ぐことで、彼らの給料の一部を政治運動委員会に融通することができる。たしかに、制度上、政治運動委員会は会社とは別組織になつてゐるが、それは、実質的に企業の重要な政治戦略のかなめとなつてゐるのである。⁽²⁾

日本でも事情はこれとよく似ている。戦後すぐに政治資金の流れを明らかにするため、「政治資金規正法」が制定されたが、これは思うように機能しなかつた。そこで、一九九〇年代に入り、同法は大幅改正され政治家個人への企業献金は五〇万円までとされた。ただし、こゝにもいくつかの抜け道が残されている。たとえば、政治家が設ける「資金管理団体」に対するものであれば、また政党に対するものであれば、献金は会社の規模に応じて一定額まで認められている。またアメリカにおけるPACの場合と同様に、企業の経営者は、従業員や取引先などに個人として働きかけ、ある候補者への寄付や支援を呼びかけることができる。こうした迂回的な資金援助の道が残されているため、日本でも、企業には依然として絶大な政治的影響力が残されているのである。

経営判断の原則

しかし、大規模組織やその経営幹部が政治的影響力——さらには経済的・社会的影響力——をもつてゐるとしても、果たして経営者はそれを自由に行使することができるのでしょうか。政治家の場合であれば、規定上、自己の行政上の役割と利害集団の代弁者としての役割を明確に区別しなければならない。政治家自身の党派的目的のために公的資金を運用することはかたく禁じられている。これに対し、民間企業の経営者はどうであろうか。

アメリカでは、経営者は法律上会社に対し「注意義務」と「忠実義務」を負ふとされている。前者の注意義務は、経営者が誠実にその職にある通常の慎重な人間であれば誰でも払うであろう注意をもつて行動することを要請し、後者の忠実義務は、会社と自己の個人的利害が対立する場合、会社の利益を優先させることを要請する。⁽³⁾基本的に、後者の忠実義務に違反した場合、経営者は救済の余地を失つてしまつ。しかし、前者の注意義務違反の訴えについては「経営判断の原則」という考え方をもつて自己をかなりの程度まで弁護することができる——「経営判断の原則」とは、経営者が誠実に仕事に取り組み、合理的な経営判断を下しているかぎり、司法当局は経営者の行動および判断に干渉しないという原則である。⁽⁴⁾

日本でも、経営者はこれに似た二つの義務を負う。一つは、会社に対し善良なる管理者として、従事する職業や地位に対して通常期待される一般的・抽象的な注意を払う義務であり(善管注意義務)、他の一つは、法令および定款の定めにしたがい、また総会決議を遵守し、会社のために忠実に職務を遂行する義務である(忠実義務)。アメリカの場合と同様、こゝでも善管注意義務違反に関しては「経営判断の原則」をもつて自らの正当性を主張することができる。⁽⁵⁾

たとえば、一九九〇年代初頭、顧客企業の有価証券取引によつて生じた損失を野村証券が事後的に補填していくことが明るみにでた。この事實を知った野村証券の株主は、補填行為は会社に損失を与えるもので善管注意義務違反にあたるとして野村証券幹部を訴えた。これに対し、司法当局は「経営判断の原則」に照らし合わせ、當時行なわれた損失補填は「著しく不合理」ではなかつたと判断し、経営陣の善管注意義務違反の訴えを退けた。⁽⁶⁾また状況によつては忠実義務違反の訴えさえも退けられる可能性がある。かつて八幡製鉄の経営者が自民党に数百万円の政治献金を行ない、同社の株主らがその献金行為を定款違反であり、したがつて忠実義務違反である

として訴えたことがある。これに關し、最高裁は献金が会社の社会的役割を果たすために行なわれたものであり、定款には違反していないとの判断を示した。⁽¹²⁾

このよるな判例からも推測できるように、企業およびその経営者は、一方で忠実義務・善管注意義務のような制約を負いながらも、他方で経営判断の原則あるいは社会的通念などによって、かなりの自由裁量を与えられている。この意味で、民間企業の経営者は、政治家などとは比較にならないほどの自由をもつて、企業の政治的または経済的・社会的影響力を行使することができるものである。

企業業績と役員報酬

ただし、企業の政治的影響力が実際に機能するためには、何はともあれ、企業に資金的余裕がなければならぬ。経営状態が悪化し資金的余裕がなければ、政治的影響力は行使したくとも行使できないからである。しかもししそうだとすれば、資金に余裕のない企業は、政治的影響力をまったく行使しないのであろうか。答えは「否」である。たとえ資金に余裕がなくとも、実際には政治的影響力を行使している企業は多数ある。余裕がないのに、政治的影響力を行使するというこの現実は、いったいどのように説明したらよいのであろうか。

新古典派の経済学者たちは、企業家が利潤を極大化する形で最適の行動をとると説明するが、組織論者である経済学者であるハーバート・A・サイモン (Herbert A. Simon) は、この考え方を全面的に否定する。現実の経営者は、むしろ利潤がある程度満たされれば、たとえ利潤増大の余地が残っていたとしても、そこそこのところで利潤追求の手を緩めるというのである。⁽¹³⁾ またたとえ利潤極大化が現実に可能だとしても、利潤を極大化することだけが経営者の動機ではないとも指摘する。経営者は、利潤に加え、イノベーション、多角化、市場占有率、

友好的政治環境など無数の要因に目を向けるため、結果的に「最適行動」から逸脱してしまふというのである。⁽¹⁴⁾

もし新古典派が想定するように、企業が常に最適行動をとっているとすれば、企業の業績に応じて経営者への報酬が厳密な形で確定されることになろう。業績があがれば、その上昇分だけ報酬が増え、業績が下がれば、その下降分だけ報酬が減るというように、企業業績と役員報酬との間に厳格な比例方程式が成立することになる。ところが、ほどほどの関係しか成立しないのが現実である。両者は相関することもあれば、極端な場合逆比例することさえあらうのである。

たとえば、一九八〇年代のアメリカ企業の業績と経営者報酬の関係を見てみよう。この時期、多くの上場企業がストック・オプションを含む経営者の「取り分」を拡大しつづけたのに対し、企業業績は全体として横這い状態にあつた。また、ある企業では業績が悪化していたにもかかわらず、経営者の報酬だけは上昇の一途をたどつていった。⁽¹⁵⁾ もつともこのような個別的な事例は説得力がないと言われるかもしれない。ならば、アメリカ経済全体としてはどうだったのであらうか。

アメリカでは、一般に、企業業績が悪化すると、労働者を解雇するという人事政策がとられる。また逆に業績が順調であれば、より多くの労働者を雇用し、あるいはより多くの賃金で良質の労働者を確保しようとする。これを国家全体の所得構造とのかかわりにおいて考えれば、企業業績が良好な場合、経営者という高額所得層の所得が増加するとともに、労働者という低額所得者層の所得も増加することになる。しかし、経済が比較的良好であった一九八〇年代、これとはまったく逆の状況が現われたのである。一九七七年から九二年の期間中、高額所得者上位五パーセントは所得を五五パーセント増加させたが、下から二〇パーセントの低額所得者は、それを一一パーセント減少させていた。所得格差のこの異常な拡大は、企業業績と役員報酬が強い相関を持たないとい

うことを物語っている。⁽¹⁾

経営者と労働者の所得格差が比較的少ないと言われる日本企業の場合でも、経営者の受け取る報酬と企業業績との間に強い相関関係があるとは言えない。⁽²⁾ 日本企業は、基本的に経営者の企業に対する貢献を長期的・総合的に評価し、退職金や特別待遇などをもつてその功績に報いようとする。しかし、長期的・総合的評価と言つても、経営者の貢献度を明確に測定し、それに基づいて報酬額が厳密に決定されているわけではない。むしろ、日本企業では、学歴・年功・性別などの外在的・属人的要素が伝統的に重視されており、経営者の会社に対する貢献度は正しく評価されていないというのが現状であろう。

これらの事例をもつて強調したいのは、新古典派が想定するような企業の最適行動など実際にはありえないということである。企業が常に最適行動をとっているとすれば、経営者の報酬は業績に応じて厳格に決定されるはずである。だが、こうした厳密な関係は存在せず、あつてもそれは緩やかな関係に過ぎない。実は、企業業績と経営者報酬がこのように緩やかにしか関係していないことが、経営者にかなりの自由裁量を与える根拠となっているのである。

さらに言えば、経営者や企業は、新古典派経済学が想定するような「完全な合理性」を備えていないため一つまり最適とか離れた行動をとるため、不合理と思われるような行動でもとりつけてしまう。たとえば、ある企業が政治的な資金援助を毎年行なっている場合――経営状態が相当悪化しないかぎり――、それが業績に結びつかなくとも、企業は例年通り資金援助をつづける。経営者にかなりの自由裁量が与えられているため、資金的余裕があるかないかとはあまり関係なく、経営者はほとんど儀式的にこうした決定を下してしまってからである。

三、企業における責任の空洞化

経済的・社会的・政治的影響力をもつた企業が、そつした力を意図的に行使する場合、それが受け入れられる行為なのか、それとも受け入れ難い行為なのかを、企業あるいは会社役員は比較的容易に自覚することができる。ところが、企業は時としてそれが組織体であるがゆえに十分な自覚をもたずしてあやまつた行動にはしつてしまふ――そこで働く個々人の良心とは無関係に、あるいは個々人の良心を無視して、企業は非道徳的・非倫理的な行動をとってしまう。⁽³⁾ 企業のあやまつた行動がでてくる背後には、およそ二つの組織ならではの弊害がある。その第一は、企業が時間の経過とともに官僚制化することである。

官僚制化がもたらす弊害

企業が大規模化し官僚制化が進むと、より精緻な規則とそれを実行に移すための手続きが発達する。この規則や手続きはできるだけそれを適用する人の恣意的な解釈や運用を排除する方向で発達する。規則や手続きが精緻化されるのは、ひとえに業務の効率化にある。たとえば、ある職場で働く人が突然退社したとしても仕事の内容が規則化されていれば、組織全体としての効率はそれほど低下することもない。

だがしかし、組織効率の改善をねらったはずのこの規則化は、他方で各人の道徳的責任を曖昧にする傾向をもつていて。仮にある労働者が規則にしたがつて行動していたにもかかわらず、意図せぬ結果を招き社会に多大の被害をえたとしよう。この時、彼は「ルールにしたがつただけで自分には非はない」と主張するかもしれない。とくに管理者と労働者の関係がおもわしくない職場では、規則や手続きだけにしたがうという態度がよく見られ

る。そこでは、たとえ労働者はある規則が現実にそぐわず、いつか大きな事故に発展すると感じていたとしても、それをあえて口にださうとはしない。彼らは「その問題を管理者に言つたところで無駄だ」と思い、また管理者も「現場労働者の意見などたいしたことはない」と軽視する。そして、こうした職場で実際に事故が起ると、労働者は「その責任は問題のある規則を押しつけた管理者にある」と言い、管理者は「問題があると知りながら、それを行なった労働者に責任がある」と主張する。ここに「責任の空洞化」という問題が表面化してくるのである。⁽²²⁾

官僚制化の弊害はこれだけにとどまらない。それは組織の階層化を進め、命令をだす者とそれを実行する者の間の距離を広げていく。ここに現われる距離は、空間的なものとどまらず、心理的な距離まで作りだす。時として、この地理的・心理的な距離が、中央からの情報にうとい遠隔地の人々に無責任な行動をとらせてしまうのである。⁽²³⁾

官僚制化は、中央の意図が末端に伝わらないというこの問題に加え、末端の情報が中央に伝わらないという逆の問題も生み出す。たとえば、現場で時間を争うような緊急事態が発生し、その対処方法に関して中央からの指示をおおぐ場合、まず問題が正しくかつ迅速に伝えられなければならない。組織の伝達経路が複雑で長すぎれば、時間ばかり使い、適切な措置もとれず、事態は結局收拾のつかないところまで悪化してしまつ。かつて、ピーター・ドラッカー(Peter Drucker)がGMを批判した時、その最大の問題点として顧客の要望が経営側に届いていない点をあげたが、実はこれも官僚制化が進んだために生まれた弊害の一つであった。⁽²⁴⁾

官僚制化とBFグッドリッチ・スキャンダル

一九六〇年代、アメリカのBFグッドリッチ社は、空軍のA7D型機に搭載するブレーキを開発しその模擬実

験を繰り返した。実験の結果、ブレーキに構造的な欠陥があることが判明したが、責任者たちはその実験結果に手を加え、偽りの報告書を作成した。このため、数ヶ月後、本格的なテスト飛行が行なわれた時——犠牲者はなかつたものの——、ブレーキが熱で溶け、飛行機も一五〇〇フィート横滑りするという最悪の事態を招いてしまつた。

この事件で最初に責任を問わなければならないのは、偽りの報告書を作成した従業員である。しかし、彼らは個人的には決して犯罪を犯すような人物ではなかつた。皆、善良かつ尊敬に値する従業員であつた。では、どうしてそのような従業員が報告書を偽るという無責任な行動をとつたのであろうか。

事件当時、BFグッドリッチ社は、様々な官僚制組織の弊害に悩まされていた。とりわけ、階層間のコミュニケーションはうまくいっておらず、技術関連の決定を下す階層は、全社的な政策決定を行なう階層とほとんど関係をもつていなかつた。会社上層部は「どんな犠牲を払つてもブレーキ契約を獲得する」という決定を下し、その旨を技術部門に伝えた。この「どんな犠牲を払つても」という表現はやがて一人歩きし、技術部門はこれを「どんな手を使つてもかまわないから売り込まなければならぬ」と解釈した。上層部はそれがどのように解釈されたか知るよしもなかつた。また会社幹部はこのスキャンダルが発覚するまでブレーキに欠陥があること自体を知らなかつたのである。

もつとも「設計に欠陥がある」として再検討を訴えた現場従業員もいた。しかし、複雑な組織構造の中でいつたい誰が責任を負うのかはつきりせず、その訴えも組織のどこかに消え去つてしまつた。たとえば、設計再検討の申し出が技術部門の管理者に対して行なわれた時、その管理者は自分がエンジニアでなかつたため、設計技術者の意見を尊重し、現場従業員からの訴えをまともに聞こうとしなかつた。

こうした組織ゆえの過ちは、BFグッドリッチ社だけにかぎられるものではない。大規模化する企業であれば、

いずれの組織であろうと、常に規則化やコミュニケーション・ギャップによる責任不在という落し穴にはまる危険性をもつてゐるのである。

慣習化がもたらす弊害

責任の所在が曖昧になってしまつるのは、官僚制化のためだけではない。業界全体あるいは企業全体にある考え方たが定着し習慣化されると、それ自体が力をもち、各人の思考パターンを支配するようになる。たとえば、ブル経済華やかりし頃、日本の金融業界や不動産業界には「ほかの企業でもやっているのだから、借錢しても投機的事業を積極的に行なうべきだ」という「暗黙の了解」が形成されていた。

こうした「了解」あるいは「慣習」がひとたび確立されると規則や手続きも単なる建て前と見なされるようになり、企業で働く人々はただそれにしたがうだけとなり、たとえその慣習に何らかの疑問を感じていても、それを公の場では批判しなくなる。いわゆる「裸の王様」現象が現われてくるのである。

では、なぜ慣習化の進んだ企業で働く人々は、これに疑問を投げかけないのであろうか。その理由として第一にあげられるのが、慣習が抱えている問題が問題として見えてこないという認識上の限界である。とくに有る特定の職場で長年勤めた管理者などはこうした傾向を強くもつてゐる。しかもこのタイプの管理者にかぎつて、新入社員や若手社員がある商慣習に疑問を感じ問題提起すれば、「君はまだまだ分かっていない、早く学生気分から抜けだしなさい、世の中はそんなに甘くない」と言って、これをできるだけ早いうちに受け入れるよう指導する。

第二に、こうした組織では、慣習の受け入れ 자체が企業内の共同体メンバーになるための「儀式」となつている。そこでは、慣習の受け入れ 자체が「踏み絵的な役割」を果たしている。このため、組織で働く人々は、たと

え慣習に内在する問題に気づいたとしても、共同体のメンバーとして認めてもらえるよう、できるだけ問題そのものには触れず、ただ「周りに合わせる」という八方美人的な態度をとる。とりわけ、ある企業からの退職が、実質的に別企業への再就職を困難とするような社会では、この種の儀式が定着する傾向を持つてゐる。加えて悪いことに「周りに合わせる」という態度は、官僚制化の場合と同様に、慣習にしたがつて行動した場合にでてくる結果については、個人的責任を負わないという無責任な組織風土をつくりあげてしまう。もちろん、ある特定の地位に就く人がその責任を一人で担うことと組織の慣習が求めている場合には、その個人が社会的・道徳的責任を負うことになる。ところが、自己の良心からではなく、組織の慣習から責任をとるといった形式的な事後処理は、かえつてより一層無責任な従業員や会社役員を生みだしかねないのである。たとえば、一般的従業員は「たとえ問題の行為に関与していても、慣習で、その責任は自分ではなく上長が負うようになつてているのだから、自分は結果を恐れることなく、とにかく会社の利益になるよう行動すればよい」と考え、また重役は「会社を代表して責任をとると言つても、それは対外的な措置に過ぎず、かえつてかかる犠牲的行為は社内で評価され自己の将来も保証される、したがつてとにかく会社の利益となるよう行動すればよい」と了解する。こうした慣習は、明らかに他人任せの無責任な体質を組織内に醸成することになる。

たとえば、建設業界の談合体質が厳しく攻撃された一九九〇年代、公共工事を発注する側の「慣習」にも批判の目がむけられた。その慣習とは、発注する時にあらかじめ業者団体に工事の「設計価格」を伝え、業者団体内での「落札価格」の決定を助けるといふものであつた。業者団体は設計価格に基づいて落札価格を決め、落札しない業者にはそれを越える値段で請負価格をだすよう調整していた。この発注側の談合支援体質について、関係者は「過去からずっと価格を教える習慣ができており、おかしいと感じても流れにしたがわざる」をえず、また

「価格漏らしは所長も次長も黙認していた」と語っている。⁽²⁵⁾には、慣習のゆえに正しい行動がとれなかつたという組織の弊害が明らかに見られるのである。

さて、企業における官僚制化や慣習化が責任の空洞化をもたらすといつて見えたが、企業が経済的・社会的・政治的影響力をもつては、責任の空洞化はゆるしがたいほどの大災害をもたらす危険性をもつてゐる。幸い大惨事にはいたらなかつたものの、一九九七年、動力炉・核燃料開発事業団は使用済核燃料のアスファルト充填作業中に火災・爆発事故を起こし、放射能漏れという事態を招いてしまつた。この事故には様々な要因がからんでいた。しかし、その多くは官僚制化と慣習化の進んだ動燃の組織体質からでてくるものであつたといつてが可以よ。繰り返しになるが、大企業は想像を絶するほどの影響力をもつてゐる。しかし、もしそれが官僚制化や慣習化により、事業体としての健全な「理性」を失しなつたとすればどうであろうか。そうした組織はまさに凶器をもつた怪物にもなりかねないのである。

四、国家的存在としての企業

企業の影響力を国家との関係でもう一度整理しておこう。歴史上、企業は、国家や国王の許可を得ることでの存在を認められてきた。言葉をかえれば、それは国家利益に貢献するという視点から設立を認められてきたわけである。ところが、企業の影響力がかつてとは比較にならないほどの大きさとなつた今、企業は国益に貢献するどころか、それに反する行動さえとするようになつてゐる。たしかに、それは国家の中から現われてきた。しかし、国家に対抗できる力をもつたという意味で、国家と同じような存在になつてゐるのである。

国益との対立

クラレンス・ウォルトン (Clarence Walton) は、「」のような大企業を「国家内国家」と呼んだ。国家内国家とは、国家の中に拠点を置きながらも、中央政府の力に匹敵する影響力をもつた企業を指す。国家と企業がともに利益を共有できる場合、両者の間に深刻な問題はでてこないが、ひとたび利害が対立すれば、企業は国家にとって非常に扱いにくい存在となる。「」の点は、アメリカ系穀物メジャーのマーケティング戦略を見れば、一目瞭然であろう。

一九五〇年代、アメリカ農業は過剰な生産力という深刻な問題に悩んでいた。アメリカ政府は、この問題を解決するため、それまでの戦中・戦後復興期の一時的・緊急的食糧援助政策をあらため、社会主義勢力に対抗し自由主義圏を再編するという長期的・継続的な計画を策定した。⁽²⁶⁾ こうしてできあがつた新食糧援助計画は、外交戦略の観点からのみならず、国内経済を活性化するという意味で世論の高い支持を得た——同計画は「一九五四年農産物貿易開発援助法」(PL四八〇号) の施行とともに本格的な実施に移された。

アメリカ系の穀物商社は、この国策にのることで、たいしたリスクを払うことなく事業展開し、売上を着実にのばしていく。たとえば、ミネアポリスに拠点を置くカーギル社は、穀物輸出事業に専念することで莫大な利益をあげたと言われている——それは、同族企業でありながら、一九八〇年には、年商約一三〇億ドルの巨大企業にまで成長した。しかも、その輸出事業を通して国際的なネットワークを構築し、穀物貿易にかかる多くの経験を積みあげていった。為替や金利の変動、天候や地域紛争などが穀物価格にどのような影響を与えるか、またそれら要因をどのように組みあわせれば、より多くの利益を生みだすことができるかなど、穀物ビジネスの様々な手法やメカニズムを学んでいったのである。

約すれば、カーギル社はアメリカの国策のお陰で大きく成長したと言つことができよう。ところが、これがひとたび巨大化すると、今度は国益に反するような行動をとり始めたのである。八〇年代前半、アメリカは、旧ソビュト連邦の拡張主義に対抗するため「強いアメリカ」の再建に乗りだした。これを実現するため、軍事に関しては「戦略防衛構想」がねられ、経済に関しては高金利・ドル高政策がとられた。言うまでもなく、高金利・ドル高政策はアメリカ産穀物の価格競争力をいつきに奪い去った。しかも、一九七九年にアフガニスタンに侵攻したソ連を抑え込む目的で穀物禁輸措置がとられたため、当時、最大の穀物輸入国であったソ連のアメリカ離れを引き起こしてしまった。ここに、穀物商社の利害と国益が真正面から対立することとなつた。

アメリカの国益を重視するならば、アメリカ系穀物商社はソ連への穀物輸出を控えなければならなかつた。ところが、穀物商社はこれをむしろビジネス・チャンスに変えてしまつた。ソ連の穀物需要は、アメリカからの輸出が政治的に抑えられたため、一気に増大し、それに対応する形で穀物価格が急騰した。この需給のインバランスに注目し、穀物商社はアメリカよりも安く調達できる南米諸国に目を向け、そこで大量の穀物を買い付けた。⁽²⁸⁾ そして、そこから、アメリカを経由することなく、直接、ソ連に穀物を輸出し、莫大な利益をあげた。

国家とのこうした利害対立は、企業が巨大化しそれ自身の論理にしたがつて動き始めることではつきりと現われてくる。企業の誕生は、本来、国家を豊かにするというところにあつた。しかし、企業の設立は免許主義から準則主義へと移行し、しかもその活動はほとんど国家の干渉を受けないところにまで自由化された。企業に与えられたこの自由は、今や国益を無視しても許容されるところにまできたのである。

企業に対する忠誠

大企業は時として国益に反する行動をとる。この意味で、企業は「国家内国家」と見なされる。ただし、それは利害が対立するという理由だけで国家内国家と呼ばれるわけではない。企業は、そこにかかわつてくる多くの人々や組織の「忠誠」を手にするという点でも、国家と非常によく似ている。

たとえば、二〇世紀後半まで、GMは、垂直的な組織構造を維持し、多い時には約七〇パーセントの自動車部品を自社組織内でまかなつていた。この結果、全盛期には一〇〇万人を越える労働者を雇用し、雇用契約の範囲内ではあつたが、彼らの忠誠をえていた。他方、GMと比べれば、組織規模は若干小さくなるが、日本のトヨタ自動車も、長期にわたり、トヨタ従業員の、さらにはトヨタ関連企業の忠誠に支えられてきた。

また、企業は、状況に応じて、忠実な株主、債権者、消費者、地域住民からも支援を受けることができる。やりかた次第で、企業は、投資家や債権者の信用を獲得し、消費者の商品に対する信頼をえ、さらには豊田市のトヨタ自動車のように、地域住民から歓迎される企業となることができる。これらの信用、信頼、歓迎は、見方をかえれば、いずれも企業に対する忠誠と捉えることができよう。しかも、それは、ある場合には、国民の国家に対する忠誠よりもはるかに身近で強力なものとなる。かかる意味で、つまり、企業はそれを取りまく利害関係者の忠誠をえるという意味で、国家と非常によく似た存在となるのである。

企業の優位性

企業が国家にとって抜きさしならぬ存在と見なされるもう一つの理由は、それが効率という点で、政府をはるかに凌いでいるからである。かつて、ある政治学者は、「計画に関する公式的な技術の運用という点においては、政府よりも企業の方が勝っている」と評したが、その根拠として、次の三点をあげていて⁽²⁹⁾。

第一に、政府は選挙のたびにその計画を中断する可能性をもつてゐるが、企業は業務を中断することなく、長期目標にむかって合目的的な行動をとることができる。たしかに、企業経営者も株主総会という「選挙」に臨まなくてはならない。しかし、事業が軌道にのつてゐるかぎり—また日本のようすに株式相互持合いが定着しているところでは—、株主総会のたびに、経営陣や事業計画が大幅に変更されることはない。

第二に、政府は重要な価値はあるが非常に面倒な「民主的手続き」に煩わされる。これに対し、企業は、そうした手続きに強く縛られることなく、かなり自由に目標を追求することができる。先に見た「経営判断の原則」が保障しているように、経営者は、とりわけ緊急時には、他人と相談することなく、機動的に事業の方向を修正することができる。その迅速さは、政府のそれとは比較にならないほどのものである。

第三に、政府の官僚は、基本的に競争や効率という感覚にうとい。ところが、企業で働く人々は、常に競争状態に置かれているため、高い効率性を求めて行動しようとする。ここに両者の大きな相違が生まれてくる。しかも、この相違は企業の国家に対する優位として現われてくるのである。

企業の多国籍化・情報化

穀物商社の例でも見たように、国家的存在としての企業が強く認識されるのは、それが多国籍化した時である。かつて世界経済や国際政治は「國家」を単位として議論されていた。国家間の経済競争や国家間の政治的利害の調整というように、世界的な場面における主要なプレイヤーは常に「國家」であった。ところが、二〇世紀を通じて、状況は大きく変わってきた。

それぞれの国や州によつて法人格を与えられた企業が、事業の拡大とともに、製品輸出、技術・ノウハウの移

転、海外子会社の設立などを行ない、世界本部や国際的なロジスティックスを確立するよつになつた。こうした多国籍企業の多くはこれまで友好的な関係をもたなかつた他国の企業とも積極的に業務提携し、国境を越えた連合によるシナジー効果を享受し始めたのである。⁽²⁾

「このような新展開は、二〇世紀の情報通信革命によつて推進されたといつても過言ではなかろう。情報閾連機器や通信ソフトの普及に加え、地球規模の光ケーブル網の発達、人工衛星ネットワークの形成、インターネット網の拡大などにより、従来乗り越えがたいと思われていた地理的・時間的障害は簡単に飛び越えることのできる低いハードルとなつてしまつたからである。今や、国境を越えた商談は、サイバー・スペースにおいて行なわれるよつな時代に入つたのである。⁽³⁾

ともあれ、こうした現実の変化が国家単位で考へる伝統的な思考パターンを根底から突き崩してゐる。従来の「國家」だけでなく「企業」や「企業連合」のよつな国家とは異なるプレイヤーたちが次々と世界の舞台に登場し、しかも、そのプレイヤーたちが国家を一つの「駒」として扱い、自己の利益に結びつくよつ国家を動かそうとしているのである。日米貿易交渉で、繊維、鉄鋼、自動車、半導体、スーパーコンピュータ、携帯電話、フィルム、保険などの問題が取りあげられた時、その背後で個別企業が動いていたことはよく知られてゐる。こうした影響力を行使できるという意味で、企業は、まさに国家に匹敵する国際舞台のプレイヤーとなつてゐるのである。

ミドリ十字における構造的無責任

危険な非加熱の血液製剤によるエイズウイルス感染が問題視され始めていた一九八〇年代前半、大手血液製剤会社の「ミドリ十字」が「血液製剤は血友病以外の肝臓病の治療にも有効」との文献資料を使うなどして、患者の「症例探し」などの販売戦略を展開していたことが、関係者の証言などで明らかになった。その後、投与患者について社内的一部で感染の危険性を懸念する声もあがつたが、結局調査などは行われなかった。

問題の血液製剤は第九因子複合濃縮製剤の「クリスマシン」。本来は血友病患者の治療に用いられる製剤だが、同社は八〇年前後から「重い肝臓病の出血にも有効」「肝機能障害者の術後出血傾向に適応してもよい」という内容の文献資料を関連会社に製作させ、全国の支店などに配布していた。各支店では、営業担当者らが販売会議などでこの説明を受け、医療機関などに非血友病患者への投与例を紹介していく。複数の社員の証言によると、当時この血液製剤の販売に関して、各支店・課・個人ごとに月単位と半年単位の販売目標が決まっていた。目標達成のため、「この血液製剤の効果が期待できる重い手術のケースや、重い肝臓病患者、新生児出産症など血友病以外の患者の「症例探し」も行われたといふ。

米国では八二年七月以降、血液や血液製剤を通じてのウイルス感染の危険性が指摘されるようになり、八三年三月には感染の恐れがある非加熱処理から完全な加熱処理の製剤に切り替わった。日本でも同年七月、加熱製剤の緊急輸入が検討されるなど非加熱製剤の危険性が指摘され始めたが、安全な加熱製剤への切り替えは八五年七月以降と大幅に遅れてしまった。社員の一人は「切り替わるまで文献資料をコピーし、販売促進に使った」と証言。別の社員も「資料の説明を販売会議で受けた。達成率が昇進にも影響するので、売り込みに工夫が必要だった」と打ち明ける。さらに、同社では八四年一二月末の時点でも危険な製剤の販促を呼びかけていた。血友病以外の患者の感染を懸念する幹部社員らも複数いたが、同社は何の措置も取らなかつた。ある幹部社員は「パニックになる」とが心配だった。何とかしなければと思いながら時間が過ぎてしまつた」と話している。

血友病以外の治療に非加熱血液製剤を用いた背景について、製薬会社の社員らが語り始めた。加熱製剤に切り替えられてすでに一〇年。「命の重さを思うと、あのときちゃんと対応すべきだった」という反省の声も聞こえてくる。血友病以外で感染した人の存在は昨年七月、初めて明らかになつたが、中堅社員の一人は「なぜそれまで判明しなかつたか不思議なくらいだつた」と振り返る。「ある程度知識がある社員なら、危険性を認識していたはず。でも社内でそれを口にすることができるなかつた」という。

一九八二年末、ミドリ十字の米国子会社に出向中の役員が、エイズに関するまとまった報告をもたらした。「血友病患者にエイズが発生、七例中五例が死亡。未知のウイルス。治療法は見つかっていない」。血液製剤の危険性が指摘され、翌八年三月には、社内で「エイズ問題検討会」を開催した。自社製剤の使用者にもエイズ前駆症状で入院中の男性がいることが説明された。しかし「下手に動くと製品の購買が停止される危険性がある」という理由で販売を優先する意見が出され、なお加熱製剤の販売までは、危険な非加熱製剤をできるだけ多く売る「在庫処分」が図られた。

利益優先の体質は、製薬会社の安全管理義務とはかけ離れた虚偽宣伝を生み出した。八五年春の常務会では、ある役員の「クリスマシンの原料の大部分は国内血しょう」という誤った発言をきっかけに「クリスマシンは国内血で安全」という虚偽宣伝が始まった。この誤りに気づいた最高幹部らは、善後策を協議したが「訂正は虚偽宣伝を公にする」との論理がまかり通り、最高責任者も「すでにそういうやり方で販売しているのなら、そのままいくしかない」と、これを容認した。

(1) アメリカの資産比率は、*Statistics of Income: Corporation Income Tax Returns*, Publication 16(Rev.

11-89), Washington D.C.: U.S. Department of the Treasury, U.S. Government Printing Office 訳) 原書房、一九九六年、五五一頁。総務省統計局編

よび Forbes から算出。日本の資産比率については、『日本統計年鑑』日本統計協会、一九九五年、一九二一

公正取引委員会編『公正取引委員会年次報告』—独立禁

止白書』公正取引協会、一九九一年、七六一八三頁を参照。会社総数については、合衆国商務省センサス局編『現代アメリカデータ総覧一九九五』(鳥居泰彦監訳) 原書房、一九九六年、五五一頁。総務省統計局編『日本統計年鑑』日本統計協会、一九九五年、一九二一

九二頁。

- (2) 確かに、アメリカの比率と比較した場合、大規模組織の資産割合が若干低くなる傾向があるが、日本の事実は、一画面で、日本企業の資産価値の評価が取得時の価格にしたがつてに対し、アメリカのそれが市場価格にしたがつて、また日本企業の方が、巨大組織型（U型型）よりも系列型（マタ・グループ型）を好む（U型型）から説明する必要がある。
- (3) "The Forbes Assets 500: Jobs and Productivity," *Forbes*, 151(9) (April 26, 1993), pp. 250~279. また大企業一社一社ではなく、大企業の集合を全体的に見て、大規模企業が抱える労働力の割合は大きい。たとえば、一九九一年、アメリカ企業上位五百社は総数で二〇四〇万人の労働者を抱えていた。これはアメリカの労働力人口の一七・三ペーセントにあたる。ただし、上位五百社が雇用する労働者の割合は一九七六年の二二一ペーセントから減少して二〇%。 "The Forbes Assets 500: Jobs and Productivity," p. 250.
- (4) 「れば、座間工場の労働者四〇〇〇人を約二五〇〇人を、一年間で九州工場と東京村山工場に移転ややめることになった。 Hidenaka Kato, "Plant Closure Bares Severity of Auto Recessions," *The Nikkei Weekly* (March 22, 1993), p.1 and p.8.
- (5) 「この数字は、一九九一年の工場数の約二倍である。 Hidenaka Kato, "Zama Looks to Uncertain Future after Nissan Pullout," *The Nikkei Weekly* (March 22, 1993), p.1 and p.8.
- (6) 中原俊明「会社の政治活動の限界—米国の政治献金規制を中心とする」『ノーラム』(一九九四年八月)～(五号)～(十号)～(一九九五年一月)～(二〇〇頁)。
- (7) 一九九〇年時点G.P.A.C.数は、会社関係が一七九五、労働組合関係が三四六であった。中原俊明「会社の政治活動の限界—米国の政治献金規制を中心とする」(二〇〇頁)。
- (8) 相澤光江・北沢義博・山川萬次郎・藤本美枝著『理論と実践—株主代表訴訟』清文社、一九九四年、[二]五～[二]六頁。
- (9) 相澤光江他著『理論と実践—株主代表訴訟』七〇～七二頁。松尾眞・勝股利臣編著『株主代表訴訟と役員賠償責任保険』中央経済社、一九九四年、[七]七～[八]一頁。
- (10) 相澤光江他著『理論と実践—株主代表訴訟』七〇～七二頁。松尾眞・勝股利臣編著『株主代表訴訟と役員賠償責任保険』七七～八一頁。
- (11) 相澤光江他著『理論と実践—株主代表訴訟』一〇〇～一〇四頁。
- (12) 当時の会社の規模、経営実績、寄付の相手方などを考慮すれば、二五〇万円と云う献金額も合理的な範囲内にあつたとの判断を示した。相澤光江他著『理論と実践—株主代表訴訟』二二一～二二九頁。
- (13) サイモンの理論体系に関しては、高巣巖『H.A. サイモン研究』文眞堂、一九九五年を参照。
- (14) 満足化原理に関する基本的な考え方とは、おお、「経営行動」で示され、次に「オーガニゼーションハビト」で精緻化され、『人間の問題解決』において、二二九一～二二九二・二二九三～二二九四頁で具体化された。Herbert A. Simon, *Administrative Behavior: A Study of Decision-Making Processes in Administrative Organization*, 3rd ed. (New York : The Free Press, 1976) [H.A. オーガニゼーション行動] (松田信彦・高柳聰・日本翻訳子編) 二二九二年～二二九四年] ; James March and Herbert Simon, *Organizations*, 2nd. ed. (Cambridge, Mass. : Blackwell Publisher, 1993) [→・S. A. ハーバート・シモン著] (ナーガル・ヤー・ヒ・ハ・ス) (十二章) 二二九二年～二二九四年] ; Allen Newell and Herbert A. 社、一九七七年] ; Allen Newell and Herbert A.
- Weekly (March 1, 1993), p.1 and p.27.
- Simon, *Human Problem Solving* (Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice-Hall, 1972).
- (15) John A. Byrne, "Executive Pay : The Party Ain't Over Yet," *Business Week* (April 26, 1993), pp. 56～59.
- (16) 一九八〇年代、多くのアメリカの経営者たちは、企業の業績があがらなければ、短期的視野に立つて、労働者を解雇し労働者の取り分を割りつけた。R.T. Hayes and W.J. Abernathy, "Managing Our Way to Economic Decline," *Harvard Business Review*, (July-August 1980), pp. 67～77.
- (17) K.Pennar, "The Rich are Richer-and America May be the Poorer," *Business Week* (November 18, 1991), pp. 85～88. 経営者が取つ分を制度的に多くする動向も注目されたが、たゞそれが厳格な形で法制化されたとして、経営者の所得と企業業績との間に顕著な相関関係が認めあがると云う保証はない。Stephen Labaton, "S.E.C. Will Require Fuller Disclosure of Executive Pay," *The New York Times* (Oct. 15, 1992), p. A1 and D10. Kathryn Jones, "Tax Law Expected to Bring Little Shift in Executive Pay," *The New York Times*

- (August 24, 1993), p.D1 and D7. Robert D. Hersh Jr., "IRS Outlines New Rules to Govern Executives' Pay," *The New York Times* (December 16, 1993), p. D1 and D6.
- (18) 「一九九一年度概要」日本の大手三〇社の経営陣の平均年間所得が五〇億円超えたんだね」と、マニカ・スミス(同上)は述べた。Stephen Labaton, "S.E.C. Will Require Fuller Disclosure of Executive Pay," p. A1.
- (19) たゞ、日本の大手法人や認可法人の経営幹部の給与は、組織業績とはほとんど関係なく、天下り前の序列にしたがって決定される。属人的要素を加味するなどといった傾向は特殊法人だけに限定されるのでではなく。「特殊法人トータル給与」『読売新聞』(一九九七年四月八日)一覧。
- (20) たゞ、日本と韓国の管理幹たちは、個人的な価値と対立するも非倫理的決策をしてしまうのがある。Chong-Yeong Lee and Hideki Yoshihara, "Business Ethics of Korean and Japanese Managers," *Journal of Business Ethics* (Jan. 1997), pp. 7~21.
- (21) Max Weber, *The Theory of Social and Economic Organizations*, translated by Am. Henderson and Talcott Parsons (New York:Macmillan, 1947). Max Weber, *Basic Concepts in Sociology*, translated by H. Seeger (New York:Philosophical Library, 1962).
- (22) Paul Kurtz, "The Individual, the Organization, and Participatory Democracy," *Problems in Contemporary Society*, edited by Paul Kurtz (Englewood Cliffs, N.J.:Prentice-Hall, 1969), p. 193.
- (23) 企業組織とは異なるが、第一次大戦中の日本軍の海外における行動は、これに似た組織現象であったと言えど。John Lachs, "I Only Work Here": *Media and Responsibility*, "Ethics, Free Enterprise, and Public Policy", edited by Richard De George and Joseph Pichler (New York:Oxford University Press, 1978), pp. 201~213.
- (24) Peter Drucker, *Concept of the Corporation*, revised edition (New York:John Day Co., 1972), p. 88.
- (25) 「業界上詐欺懲格教へた」『朝日新聞』(一九九一年六月十七日)一一頁。
- (26) 読売 総「日米貿易摩擦と食糧問題」同上編、一九八七年、一九一~一九六頁。
- (27) ケン・モーガン「巨大穀物商社」日本放送出版協会、一九七九年。森永和彦・篠原孝「飽食のかけの星条旗」家の光協会、一九八一年。リチャード・ギルモア「世界の食糧戦略」TBSアリタニカ、一九八一年。
- (28) 馬場玄一編「国際的連闊」御茶水書房、一九八六年、二〇〇~二二〇頁。
- (29) Charles E. Lindblom, *Politics and Markets: The World's Political-Economic Systems* (New York:Basic Books, 1977), p. 320.
- (30) たゞ、三〇社紀終盤におけるIBMのアッドル社・ハーメハベ社・東芝との提携や、トヨタ社とシタ自動車との連携などがある。
- (31) もともと、多国籍化・情報化を進める上で、事業の安定的発展が必ずしも保証されるわけではない。多国籍化には、カントリー・リスクと云つた政情不安などの不確定要因がつねに残されているからである。情報化により、リスクに関する情報をできるだけ早いうちに入手し回避することも理論的には可能であろうが、情報のコストを考えれば、これで決して万能ではな
- い。山崎清・竹田志郎編「国際経営」有斐閣ブックス、一九九四年、二二二~二七二頁。
- (32) 「非加熱血液製剤なお売り込む」「太平洋新聞」(一九九四年四月二日)。

九九五年一〇月二二日)一九頁より若干修正して引用。
「危険知りつつ利益追求」『読売新聞』(一九九七年二月二日)二九頁より若干修正して引用。